

日本の選挙干渉雑記（その二）

前田英昭

はしがき

- 一 第二回総選挙（明治二十五年）
- 二 第十二回総選挙（大正四年）（以上「法学論集」五〇号掲載）
- 三 第十三回総選挙（大正六年）
- 三 第十三回総選挙（大正六年）（本号掲載）
- 四 第十六回総選挙（昭和三年）
- 五 第十七回総選挙（昭和五年）
- 六 第二十一回総選挙（昭和十七年）

大正五年十月、寺内正毅内閣成立直後の第三十八回議会の冒頭、大正六年一月二十五日に、国民党、憲政会、公正会は、三派共同で寺内内閣不信任案を提出した。三派が数の上では過半数を超えていたため、政友会が反対に回つても、不信任案は可決必至と見られた。国民党の犬養毅が内閣不信任案の提案理由を説明し、政友会の元田肇が反

対討論を行った後、憲政会の尾崎行雄が賛成討論を行おうと登壇したところで、衆議院解散の詔書が発せられた（大正六年一月二十五日）。総選挙は四月二十日と決められた。選挙運動期間の法的規制がない時代のことであり、このとき、八十五日間の長期にわたって選挙運動を行うことができた。

不信任案に反対した政友会は、みずから政府の歡心をかち得て、選挙では有利に立ち、一一一人から一六三人へと議員をふやしたが、不信任案を提出した憲政会は一九七人から一二一人へと議員を減らし、国民党及び公正会は解散し無所属の多くとともに新たに維新会を組織した。（「議會制度百年史」（衆議院院内会派編））

勝利をおさめた政友会總裁原敬の主張によれば、反対党は前回選挙において大隈内閣の大干渉により多数を占め、政権を私せん^{ワタシ}と試みたが、国民は長く欺瞞されることなく、今回の選挙において我が党を支持したというのである（前田英昭編「帝國議會報告書集成」第五卷）。

これに対して、反対党憲政会の主張は次のとおりである。「現内閣は、選挙干渉の準備として、まず民間の言論を圧迫して世論の勃興を防遏せむことを試み、次いで憲政創始以来未曾有の訓示を地方官會議の席上であえてして、公然、我が党を非難攻撃し、甚だしきに至っては、我が党を目して、至尊の大権を干犯し、胸中一片国家を憂るの誠意を有せざるものとなし、もって総選挙に際して全国の官民を威嚇せんと試みたり。敵に無限の権力あり、我が党空拳をふるってこれに当たる。もとより異常の覚悟なかるべからず。しかも天下の公論は翕然^{キユウゼン}として現内閣を排斥し、選挙場裡の言論は、全国みなわが党の優勢を示したり。しかるに現内閣の総選挙に対する態度は、至るところ、偏頗不公正を極め、あるいは口を選挙の取り締まりにかり、あるいは名を訓示の徹底に託し、中央地方の官公吏を駆使して政争の圈内に投ぜしめ、甚だしきに至っては、眇^{ヒョウ}たる一郡長にして訓示徹底を名とし、有権者に対し

て、反対党を痛罵し、その候補者の排斥を演説せるものあるに至る。その紀綱を紊乱し、官守を没却するの甚だしき、わが国憲政創始以来、実に未曾有のことに属せり。その顛末は、……現内閣のとりたる陰險手段がいかに徹底せるかを証して余りあるべし」(同書)。

この第十三次の総選挙では、わが国選挙史上未曾有の大買収が行われたとする説(大阪区裁判所検事・平田奈良太郎「選挙犯罪の研究」)があるほどであり、また選挙犯罪人の数は、末尾掲載の資料に示したように史上最高を示した。さて、総選挙に対する政府の(事実上、選挙干渉を意味する)方針を示した訓示をまず示し、次いで、この訓示に基づいて行われた選挙干渉の実態を、断片的ながら、以下に紹介する。

I 政府の選挙干渉準備

1 「地方官の更迭」 政府は、前大隈内閣が地方官を多数更迭して与党の便宜を図ったことにならって、今回も地方官の更迭を行った。一月十七日、長崎県外二県知事、及び、新潟、三重両県警察部長に休職を命じ、長野県外六県知事及び和歌山県外八県内務部長または警察部長を更迭させ、議会解散後の一月二十九日に千葉県外四県知事に休職を命じ、愛媛県外十一県知事及び福岡県外十二県の内務部長または警察部長を更迭させて総選挙に臨んだ。

2 「寺内正毅首相の訓示」 寺内首相は、二月十日、地方長官会議において、解散の理由を説明し、あわせて政府の総選挙に関する方針を訓示した。その訓示は、衆議院反対党の行動を憲法違反と断じ、それを打破する目的で解

散をしたと説明し、このような解釈に基づいて、以下のような選挙取り締まりの厳正な励行を主張した。したがって、その演説は、地方官に対して反対党の候補者を厳しく取り締められという政府の選挙干渉の意図を暗示したものと多くの人に受け取られた。訓示の選挙取締りに関する部分は次のとおりである。

政府は、不日行わるべき総選挙に際し、その監督を厳正にして、法規を励行し、国民の自由意思を尊重して、選良の目的を貫徹せしめんことを期す。しかるに、これを既往に徴するに、議員候補者並びにその応援者の選挙場裡に遊説するに当たりてや、往々、法を罔し矩を踰えて妄言誣語するものあり。そもそも言論の自由は、憲法上の保障するところ、官民ともにこれを尊重すべきは言を待たずといえども、しかも言論は決して絶対無限に自由たるべきものにあらず。要は、法律の範囲内においてすべく、もとより放肆妄漫を許すべきにあらず。いやしくも言議にして虚構讒誣にわたり、あるいは軽佻危激に流れ、上は皇室の尊厳を冒瀆し、下は個人の榮譽権利を損傷し、あるいは安寧秩序を紊乱し、治安公益を妨害するがごときことあるにおいては、秋毫も仮借するところなく、嚴平として臨機防範の道を講ずべし。その他、選挙取締りのことについては、内務大臣及び司法大臣より詳密にわたり訓示するところあるべし。各位幸いに現内閣誠意の存するところを諒せられ、深く思いを時局にいたし、国家のために精励努力あらんことを翹望してやまざるところなり。(東京朝日新聞大正六年二月十一日)

寺内首相は、同日、司法官会議においても訓示し、ここでは専ら総選挙に関し司法事務上とるべき方針について次のように述べた。

およそ立憲の正道を維持し憲政の基礎を鞏固ならしめんとせば、すべからず議院に國家の選良を網羅せざるべからず。國家の選良を得るの途は、選挙の公正を保持し、選挙人をして正当に自由意思を表示し、もつてその景仰するところの人物を選挙せしめざるべからず。もしそれ財賄を散じてこれを誘惑し、あるいは隱約の手段をもつてその意思を左右し、投票をなさしむるがごとき情勢あらんか、遂には選挙の本旨にもとり、憲政の前途を危殆ならしむるの虞あるをもつて、宜しく法規を励行して、かかる情弊を一掃し、禍根を芟除して、もつて立憲の正道を維持するに努めざるべからず。輓近、選挙界における実情を察するに、その弊害、年とともにますます甚だしく、公正自由を主眼とする選挙の本旨と相離るること、いよいよ遠からんとす。今に及びて、すべからずこれが匡正の道を講ぜざるべからず。そもそも選挙犯罪はあたかも政事犯たるの觀ありといえども、金錢物品の授受を目的として投票をなすがごときは、その実質、恐喝強盜詐欺の罪と選ぶところなし。その他選挙犯罪として衆議院議員選挙法に列举するところの暴行脅迫往來妨害等の罪は、いずれもその実質、単に政事犯と認むべからず。しかして、かかる犯罪の選挙施行ごとにその数を加うるは、まことに國家の痛恨事なりと言ふべし。各位は厳正かつ公平にして、いやしくも罰すべきはこれを罰し、懲らすべきはこれを懲らし、もつて選挙界における一切の非行を絶滅することに努めらるべし。(東京朝日新聞大正六年二月十一日)

この演説に対して前首相・大隈侯爵は次の談話を発表した(東京朝日新聞二月十二日)。

首相の地方長官に対する訓示としては、いささか冷静を欠く嫌いあり。寺内首相は近来やや逆上の気味あり。もし持病のしからしむるところとすれば、我輩は寺内首相に対して同情に堪えず。寺内首相は事実を虚構し、既往の失政を剔抉するをもって能事となし、世論の府を蔑視し、政党に挑戦せんとす。その党派的私心政争の私情は首相の訓示演説を一貫しおるなり。わが国現下の内外の形勢は断じてかかる政争を許さず。愛国的志士仁人の大西郷にして霊あらば、地下に怒らん。大西郷の白骨にして再び起つを得ば、必ずや来たりて彼ら政争に余念なき輩に一喝を与え、その逆上せる頭脳を冷静に帰せしむるならん。

また、江木翼法学博士は次のような談話を発表した。（東京朝日新聞二月十二日）

一方に憲政会を乱心賊子のごとくに罵りて、しかして一方に選良の選出に努めるところから見れば、憲政会その他の反対党を撲滅する考えであることは明瞭である。さらに、つまびらかに言えば、憲政会側の代議士は選良でないということであり、このいわゆる選良を出すために嚴重なる取締まりをなすというのであるから、政府の意見が反対党撲滅のために嚴重なる取締り、すなわち選挙干渉をなすということにあることは明白である。

3 「松室致司法相の訓示」

これより先、二月八日、衆議院議員選挙取締りに関する全国司法官会議が開催され、松室致司法大臣から次の訓示があつた。

一 「断断乎として糾弾」代議政治の特色を發揮し立憲済美の実を挙ぐるは、選挙の公正を保維し、国家の選良を得るに

よらざるばあらず。選挙の公正を保維持する方法として、これが取締まりの励行に關しては、従来しばしば訓示したところなりといえども、今なお選挙公正の本義に反し選挙界を毒するの弊風を一掃することあたわず、政争の激甚なるに従い、ますますその害毒を流布するの甚大なるべきは、過去の実験に徴してこれを知ることを得べし。そもそも選挙の本旨たるや、その候補者たると運動者たると、はたまた選挙人たるとを問わず、その向背を決するには国家の利益を主眼とせざるべからず。しかるに独り政党政派の利害を揣り国家の利益を眼中に置かざるがごときは、すなわち憲政の済美を期するゆえんにあらず。いやしくも選挙の公正を阻害し投票の自由を拘束するがごとき反法行為をあえてする者あらんか、断々乎としてその非違を糾弾し、もつて選挙の肅清を期せざるべからず。

一 「公正を持すべし」 選挙に關する犯罪事件の処置については、公を持し平を保ち毫も政党政派の如何を顧慮することなく、厳正なる態度をもつてこれに莅み、この遺漏なきを期することを要す。いやしくも世人をして当局の処置一方に偏するところあるやの疑惧の念を抱かしむるがごときことあらんか、司法権の威信を傷つくること鮮少ならざるべし。各位深くここに留意せられんことを望む。

一 「嚴罰にせよ」 従来、選挙事件に対する処置の結果に見るに、犯罪者にして選挙事犯に対する制裁の恐るべきことを自覺せず、甚だしきに至りては、投票の売買もしくは利益の授受をなすをもつて、選挙界における常事と思惟するものあり。弊風の馴致するところ、因襲の久しきによるべしといえども、そもそもまた国民の選挙に關する思想の堅実ならざると投票の売買をもつて罪惡なりとする觀念の薄乏なるによらざるばあらず。ゆえに一面、国民をして選挙権の本旨を理解せしむるの手段を講ずるの必要あると同時に、他面において、投票の売買をなす者に対しては嚴重なる司法処分を加え、法の威嚴を示して、もつてその非を悟らしむるの緊切なるを見る。かつて選挙違反の検挙につき、斟酌を加え、選挙

人の利益收受を軽微なる事犯として看過したる事例ありしも、これはかえつて弊風を助成するの動機となりたるをもつて、およそ選挙法違反については厳に法を適用して毫も仮借することなからんことを要す。

一〔官吏の非違〕選挙の事務に関係ある官公吏または選挙取締まりの任にある者は、選挙の公正を維持し選挙界の弊風を矯正することに努むべきものなるにかかわらず、近時、これらの官公吏等にして、あるいは被選挙人の氏名を表示し、あるいは正当の理由なくして選挙人の投票に干渉し、あるいは被選挙人の氏名を認知する方法を行うがごとき、反法の行為をあえてする者、漸く多きを加うるに至れり。かくのごときは選挙公正の本旨に反し憲政の基礎を破壊するものと言わざるべからず。もしかくのごとき反法行為をなす者あらば、宜しくこれを検挙して躊躇するところあるべからず。

一〔赦免者の厳罰〕大正四年曠古の大典を行わせられたるに当たり、選挙法違反者の恩赦に浴したる者また少なからず。その聖旨に感泣して再び選挙法に触れざるの覚悟あるべきは当然なりといえども、しかも今回の選挙に当たり、再び反法の行為ありたるときは、これを厳責して寛宥することあるべからず。

一〔警察官の督励〕選挙事犯の捜査については、検事その中枢となり、司法警察官を指揮督励して十分なる活動をなさしむるを要す。しかれども少数の検事をもってよく全班のことに当たらんとするは、あるいは困難なるべきをもって、事情の許す限り、司法警察官に一任し得べきものはこれを一任して、敏活なる措置をとらしめ、これを統督して万違算なきを期せらるべし。

一〔検挙の迅速〕選挙違反の捜査検挙は特に迅速を要すること言を待たず、もし日を曠^{ムサシ}うして、機宜を失するがごときことあらんか、犯人を逸失して犯跡を隠滅せしめ、犯罪行為の蔓延を防止することあたわざるに至るべし。およそ選挙事犯の重大複雑ならざるものに対し予審を求むるがごときは事件を速やかに処理するゆえんにあらざるをもって、これを

避けざるべからず。もしまた事案予審を求むるの必要あるにかかわらず、これをなさず全然検事の捜査により証憑を蒐集せんとするがときは、かえつて公判の審理を複雑繁雑ならしめ、その効果をおさむることあたわざるの結果を生ずることあるべし。ゆえに事案の性質、軽重を討究し略式手続によることを得べきものは略式命令を求め、そのしからざるものは公判または予審の請求をなし、もつて措置の迅速を失わざるよう部下を督励せらるべし。

一〔審理の心得〕選挙事犯に対する検挙の迅速を期すると同時に、これが審理処罰についても、また敏速を凶らざるべからず。裁判所において事件を受理したるときは、その略式命令の請求にかかわるものについては、事実の関係、予審事件と分離することあたわざるものにあらざる限り、略式手続により速やかにこれが処理をなし、その公判において審理をなすべきものにありては、期日の指定・弁論の進行等に注意し、速やかにこれが審理をなすことを要す。もしそれ、これを等閑に付して機宜を逸するがごときことあらんか、一般予防の目的を達することあたわざるのみならず、また刑の威力を減殺し、ついに選挙取締りの効力を減却するに至るべし。各位、特に深甚の考慮あらんことを望む。(東京朝日新聞大正六年二月九日)

4 〔後藤新平内相の訓示〕

二月十三日、後藤内相が地方長官会議で行った訓示も、次のように寺内首相同様、異例のものであった(水野内務次官代読)。その長文の一部を紹介する。

現に言論界の巨擘^{ウヰ}をもつて、推さるる人にして、大隈内閣の新聞操縦術を目し、わが国憲政史上において拭うべからざ

るの汚点を加えしめたりと指摘し、議員買収のため、わが国政界の腐敗時代至ると切言するものあり。世人は、これをもって時弊に的中せるの言なりとなし、朝野ひとしくこれを称賛せり。しかるに不自然なる多数党(主として前大隈内閣を支持した同志会の議員が組織した憲政会で、現寺内閣に対して野党的立場に立つ政党—引用者)は、中傷を試み、誣言を放ち、百万民心の煽動を事とし、苦心至らざるなし。しかれども時勢は既に推移せり。かつては、かくのごとき手段をもって、人心往々その煽動するところとなりしことあり。しかも、今やわが国国民の判断力は既に幾多の鍛練を経たり。これをもっていかに煽動を試むるとも、政党内閣にあらざれば非立憲なりというがごとき単純にして旧式なる陳腐の偏見をもつては、これがために毫も誘惑せらるることなし。

横暴なる多数党の存在せるがため、比較的健全なる少数党(現内閣に対して是々非々の立場をとる政友会—引用者)ありといえども、後継の任に当たるべき大命を拝するあたわざるの事情ありしをもって、情勢の赴くところ、ついに現内閣の成立を促したるものなり。これを目して薄弱なる内閣というも、その有力なる政党の後援を得ざりしがために、かえつて非立憲なる行動、非違多き秕政を踏襲することを免れたるは、むしろ幸いなりと言ふべし。

立憲政治において、政党の存立は、必然の勢いに出ずとの論には、もとより同意するを辞せず。しかれども現在の政界において、国家の重任に当たることを得るに足る多数を有する政党は、不自然の多数を恃むにすぎずして、健全なる政党はかえつて不自然なる少数にあるの地位にあり。したがつて、そのいづれによるも、ひとしく不可能なりしをもって、主義政策の如何により、取捨を決するのほかなきを認め、現内閣はついに有力なる政党の後援なきにかかわらず、挙国の民意を基礎として、不偏不党、秉公持平^{ハイコウジツヘイ}の地位に立ち、敢然として従来の政弊を刷新せんことを決したるにほかならず。今日、政党内閣を主張するところの多数党たる憲政会も、初めは同志会として大隈伯爵及びその与党と提携したるの当時

は、果して大多数の政党なりしか。そのとり来たりし経路を見るに、当今の情勢、なおやむを得ざるものあること、けだし何人といえども、これを認むるにかたからざるところなるべし。(東京朝日新聞大正六年二月十四日)

最後に、後藤内相は、敵にその部下を戒飭し、その態度を公明にし、いやしくも疑惑を挟むの余地なからんことを期せんことを望むと、選挙の取締り方針を述べて、演説を終えた。

三宅雪嶺「同時代史」第五卷には、「やや常軌を逸するがごときところ、後藤の面目躍如たるを見る。政府よりする攻撃が主として憲政会に向けられたるもつて、憲政会は躍起となりて反駁せり」とある。

内相の訓示を聞いた地方官は、「秉公持平」を標榜した内相にしては、偏つたと思われる演説に戸惑いながらも、首相及び内相の情熱に、戦慄・畏怖の念を抱いた者が多かつたに違いない。そうだとすれば、この訓示は、選挙干渉への地ならしとしての十分の効果があつたと見られる。

貴族院の最大会派である研究会及び土曜会においては、寺内首相の訓示を穏当を欠くとし、後藤内相の訓示を不謹慎も甚だしく、徒に憲政会を罵倒し政友会を称揚するに至つては正に政談演説に似たと批判した(東京朝日新聞二月十五日)。

二月十五日の東京朝日新聞「後藤内相の訓諭(選挙干渉の端)」と題する社説は、「後藤内相の訓諭は、徹頭徹尾、政友会を弁護し、憲政会を非難かつ罵倒し、暗に地方官をして選挙取締り上、その手心を加えしめんと欲するがごときもの」であつて、「選挙の秉公持平、一点の私曲を挟むなきを希望し、今回の選挙取締りをもって長く後日の範

たらしめんことを望むといえども、以上のごとき乱暴なる訓諭をなしつつ、いかにしてその目的を達し得べきや。吾人は後藤内相の心事を疑い、かえつて長くわが憲政史上に選挙干渉の汚点を残すにあらざるかを疑念す」と結んでいる。

5 [平沼騏一郎検事総長の訓示]

平沼検事総長は、二月十六日の警察部長会議で次の訓示を行った。

〔選挙の公正〕 選挙に関する犯罪の検挙につき各位のとりべき方針及びその態度、措置等については、最も厳格に法律を執行し、もつて選挙の公正を保維せんことを期せらるべきなり。特に二、三の要項につき所見を披瀝して、もつて各位の一層の注意を請わんと欲す。

〔宿弊を掃蕩せよ〕 従来の実事によるに、選挙の行われるごとに犯罪のこれに伴わざるものほとんど稀なり。殊に近時政争の激甚なるに従い、事犯ますます滋生せり。ゆえに、いやしくも選挙のことあれば、世人直ちに犯罪を連想し、その狡猾なる者、刑罰を免るのみとなすに至り、その罪を問わゆる者、またもつて恥辱となさず。今に及びてこの弊風を一振せざれば、害毒の浸潤するほとんど底極するところを知らず。国家のためまことに深憂に堪えざるなり。

そもそも事のここに至りたるもの、その原因一ならず、禍根深固にして、これが廓清を期すること、極めて難く、その匡救の方、ひとり法律の励行をもつて足れりとなすべからざるや、論をまたず。しかれども現時の弊風を馴致したるゆえんのもの、一には罪を犯して巧みに検挙を免るる者少なからず。一には、また従前、検挙上、多少の斟酌を加え、ある種の罪犯を軽微と認め、これを寛宥したる事例ありしこと、またその因をなしたるを免れず。これをもつていやしくも法に

触ることあらば、必ずその検挙を逃るべからざるを覚知せしめ、もつて屏息^{ハイソク}を促すは、この宿弊を掃蕩するにつき、緊切の一方途たるや疑いを容れざるなり。ゆえに今次の選挙においては一層厳正に法律を執行し、およそ選挙の公正を害すべき事犯あらば、これを糾弾し遺すことなきを期せんとす。各位深くこの趣旨を了し、部下を督励して実績を挙ぐるに努められんことを望む。

〔投票売買の犯行〕 選挙事犯中、投票の売買に関する犯行については、従前、選挙人を寛假したることなきにあらずといえども、近時の実情を徴するに、必ずしも選挙人の犯行をもつて候補者または運動者よりその情、軽ろしと認むるを得ざるのみならず、元来投票売買のことたるや、選挙人の意念方正ならざること、またその一因をなし、候補者または運動者の手段の陋劣なること、彼此相まちて、もつてこの滔々たる弊を醸生したるものにして、時にかえつて多くその責めを選挙人に帰せざるべからざるものあり。ゆえに選挙人の犯行もまたこれを検挙して仮借することなきを要す。これ前回の衆議院議員の選挙の際においても、既にとりたる方針にして今次の選挙に当たりても、またこの方針に依準し、もつて投票売買に関する弊源の杜絶を期せざるべからず。

〔官公吏の犯行〕 近時、選挙事務に関係ある官吏公吏にして往々選挙に関する犯行をあえてする者あり。これらの職にある者は、必ず、まずみずから不偏不党の地位に立ち、もつて選挙の公正自由を保維すべきの責めあり。今や、しからずして、かえつてその地位を利用し犯法の行為に出ずるがときは、その罪情の重きはもろんにして、その害毒をかますこと、真に恐るべきものあり。ゆえに特にこの種の犯行に留意し、これに臨むこと最も厳かならんことを要す。

〔終了後の事犯〕 従来、選挙終了後における事犯については、検挙上、多少の斟酌を加えたることあり。これによつて投票の買収または運動に対する報償につき選挙期日後幾多の日子を経過したる後、金銭の授受をなし、もつて事犯の検挙

を逃れ、あるいは選挙終了後取り締まりの弛緩すべきを予想し、事前にあつては少数者間に概括したる金額の授受をなし、選挙終了後これが分配を行い、もつて法網を脱せんことを企図する者あり。この種の犯行、近時ますます多きを加うるの傾向あるをもつて、その事犯は、時期の如何にかかわらず、厳密にこれを検挙すべく決して選挙終了後に属するのゆえをもつてこれを寛宥することなかるべきなり。その他選挙期日後における犯罪の検挙に関して検事に訓示したる事項はここにこれを再説せず。

〔犯罪者に贈金〕選挙に関する犯罪により罰金刑に処せられたる運動者または選挙人に対し候補者その他の関係者より罰金に相当する金額を付与するがごときものあり。万一かくのごときのことにして世間に風行するに至らば、運動者または選挙人は、罰金に相当する金額の贈与を受くることあるべきを予期して犯罪を敢行するに至り、ために刑罰の威力を減殺すること大なるものあるべし。しかして、この場合においては、あらかじめ約束をなしたる者はもちろん、ただ事後において金額を付与したるにすぎざる者といえども、その贈与にして運動または投票に対する報酬または致謝の意に出でたることを認め得る限りは、すなわち犯罪を構成するものなるをもつて、この種の事態もまた決してこれを等閑に付することなきを要す。

〔利益提供犯行〕選挙の事犯は、近時、ますますその変幻を極め、巧みに表面を装い、世間を欺瞞して、もつて罪跡を隠蔽せんと企つる者ようやく多くして、そのことたる一種の利益を提供しまたは利害関係を利用して、もつて誘惑するがごときの犯行において殊に多くこれを見る。選挙の神聖を汚損し、その公正を保維するに由なからしむるもの、実にこの輩のなすところに出で、時弊の害、ここに至つて極まれりと言うべし。今これを検挙するに当たりては、毎事每件虚実を案じ、情偽をつまびらかにして、もつてその真情を摘発せんことを努めざるべからず。もし在来の事例に拘泥して、新事

実の発生することに思い及ばず、あるいは漫然類似の前例に依拠し、いたずらにそのほかの同じきがごとくなるを見て、そのうちの大きい異なるものあるを察せず、したがって、その捜査の方、犯罪の状況に適合せざるときは、その結果、必ず微疵細故はこれを挙げて残さずして、大熟巨悪はかえってこれを逸するの弊を生ずるに至るべし。ゆえに三たび、意をこれにいたし、外部に表顕して瞭然疑いなき事犯のみに着目し曖昧隱微のうちに巧みに遂行せらるる重犯をして倅免を得せしむるがごときこと、万々これなきを期せざるべからず。

〔敏活の処置〕既往を推してもって将来を卜せば、今次の選挙においても到底事犯の発生せざること断言するを得ざるのみならず、あるいはその簇出するに至らんことを恐る。したがって檢察事務の忽劇を来すべきこと、これを想察するにかたからず。しかるに検事の現員をもつては地を異にし時を異にして事犯の発生することに検挙親しくこれに臨みてその捜査の任に当たらんこと、もとより事情の許さざるところなり。したがって、これが検挙に関する直接の措置は、多くこれを司法警察官の活動に待たざるべからず。ゆえに司法警察の任にある者、随時検事の指揮を受くべきはもちろんなりといえども、よく敏活周到をもつて機宜の処置を誤ることなく、その実績を挙ぐるにおいて毫髪の遺漏なきを期せざるべからず。

〔検挙の公平〕終わりに至り、なお一言すべきものあり。選挙に関する犯罪検挙のことたるや、大公至正、一に法律の繩規にこれ従うべく、絶て偏倚の念をその間に挟むべからず。もとより政党政派の如何に関するべからず。また候補者の身分地位その他の関係を顧慮すべからず。これもとより言を待たざるところにして、今日の世、またそのことを解せざる者あるべからずといえども、僻陬下吏のうち万一みだりに上司の意思を付度して、もって取締りに寛赦を異にし、または私情に従い、権勢におもねり、もつて検挙に疎密の差を異にするがごときものあらんか、たといそのこと、全く一、二吏員

の妄作に出ずるとするも、累を全般の威信に及ぼしその関係するところ極めて大なりとす。ゆえをもつて、各位は嚴重に部下を戒飭し、この趣旨の徹底して遺憾なきを期し、もつて嚴乎として司法警察の本領を保全せんことに努められんことを望む。（東京朝日新聞大正六年二月十七日）

これら政府の訓示に対して、東京朝日新聞は、「内相の干渉沙汰（事実らしく想はる）」と題する投票日三日前の社説の中で、政府は、「無闇に政友会を揚げ、憲政会を痛罵し、しかして現内閣の方針を了とし、最善の努力を尽くされんことを望むと言ひ、ただに地方官に向かつて選挙干渉の希望を暗示（むしろ明らかに命令）したるのみならず、地方における下級官吏の末までも手心を加えんことを希望したるにあらずや」と疑問を投げかけ、既に噂されている幾つかの選挙干渉の事例を挙げている（大正六年四月十七日）。それらの事例を以下に具体的に紹介してみる。

II 干渉の方法と事例

1 青森県内務部長から各町村長に宛てた依命通牒

両大臣訓示徹底方ニ付通牒

両大臣訓示徹底方ニ関シテハ相当御配慮ノ事ト存候得共今回更ニ万遺算ナキヲ期スル為貴管内及有権者ニ対シ両大臣訓示其他ヲ印刷セル冊子現内閣方針一部宛配付セラレタル義ニ有之候ニ付テハ各有権者ガ果シテ能ク之ヲ熟読シ遺憾ナク其趣旨ヲ理解シタルヤ否ヤニ付随時有権者ヲ訪問取調若シ理解セサル如キモノアラバ懇篤説明ノ勞

ヲ採リ以テ其徹底ヲ期セシムル様御取計相成度候

追而右ニ関シ取計ハレタル既往ノ状況此際至急御報告相成度尚今後ノ情況ニ付テハ其都度詳細御報告相成度候

四月六日

内務部長

各市町村長殿

2 広島県郡部憲政会候補者龍口了信、河本柏人の落選

広島県安芸郡長天野雨石は、政府訓示徹底について音戸町及び矢野村において有権者に対して演説した。天野郡長は、冒頭、「寺内首相は陛下の思し召しに感激して一意誠忠の道を竭^{ツク}しつつある。重大な時局に際して挙国一致、事に当たることが必要である。ゆえに現内閣は政党政派に関係せず、関係すれば挙国一致の実を挙げることができない。国民は何人も現内閣を援助すべき義務がある。しかるに反対党、すなわち憲政会は反対の理由なきに反対している。時局多端な今日、無意味な政争を引き起こし、国家国民に多大な迷惑を与えるものは憲政会である。このような政党は国家に害毒を与えるものである。選挙民は深思熟慮して投票しなければならぬ。」と前置きして、安芸郡を憲政会の有力な地盤として選挙運動をしていた、憲政会前議員龍口了信（僧侶）と同憲政会新人河本柏人（医師）について、「一体、僧侶や医師のようなものが政治家となるのは間違いである。今回の候補の中に僧侶または医師がいる。このようなものを選挙してはならぬ。」と語った。

天野郡長は、町村長会合の席において、「大隈内閣は継続するものと思っていたが、先般、郡長会議の際、馬淵知

事から聞けば（これは秘密である。諸君は職責にかんがみ、決して他言してはならない）、大隈内閣は支那問題で失敗した。これにより大隈内閣は取り返しをつかない大失態を演じて辞職したのである」と語った。

同安芸郡明顯寺元住職柿本雷雲は、本年三月二十三日付で西本願寺執行所から帰俗の許可を得て立候補宣言をした。当時の選挙法では、選挙期日三カ月前に還俗しなければ衆議院議員たるの資格を有しないことになっていた。柿本は、被選挙権がないことが明白であるにもかかわらず、政府筋より運動費を得たとして、三月二十七日以降投票日前日まで、郡内に選挙事務所を数カ所設けて熱心な選挙運動を続け、龍口の地盤侵食を図った。龍口候補は、馬淵知事に対して抗議を申し入れたが、知事はこれに取り合わず、投票前日になってようやく柿本候補の無資格を認めた。

警察署刑事は、龍口候補を拘引し、付近の有権者に対して、同氏に投票しても無効となるがゆえに投票すべきでないと言明した。

山陽線宮島駅長百目木某は、同僚との懇親会において、自分は選挙において龍口候補に投票すると話したところ、四月十七日、鉄道院神戸管理局長から、即時、転任を命ぜられた。

このようなことで、龍口、河本両候補ともに落選した。しかし、龍口は次回に帰り咲いている。

3 滋賀県警察部長二木^{ニキセンボン}千年の辞職

滋賀県警察部長二木千年は、政府から政府推薦の吉田羊治郎を応援するよう強要され、政府の選挙干渉を黙視できず、自己の良心に従って辞職願いを上司に提出した。政府は、二木を病氣理由で一時休職処分にしたが、二木は

これに抗議し弁駁書を提出した。それは、四月十七日の東京朝日新聞によれば、次のような内容であった。

後藤内相は余輩の「某反対派候補者迫害の目的のために湖北方面において警察部長たる余に秘して公正ならざる方法により」云々と述べたるに対し、「立候補の勧告をするにおいて一々各地方の警察部長を通じてやらねばならぬという理由は毛頭ない。候補者を立てるまではこれを秘密に付し、その後における選挙取り締まりはこれを公平に行うというがごとき当然のことである」と述べられたるは、これ余輩の趣旨を全然誤解するものにして、余輩は警察部長を通じて立候補を勧告することはかえつて不当なることを主張するものなり。もとより政府者が自派の候補を擁立することに対し余輩は必ずしも異議を挟むものにあらずといえども、これはすべからくかのいわゆる政務官のなすことに属し、いやしくも事務官に属する地方長官等を駆つて立候補に努力せしむるがごときは、不当の所為たるを免れず。いわんや警察力を用い運動者を招き、立候補を促進せしむるがごときは、正しく選挙干渉にあらずして何ぞや。

なおまた反対党迫害の目的云々と言えるについては、その事実を訴うべしと言われたるが、およそ迫害なる行為は、必ずしも直接本人に圧迫を加うるを要せず、これに不利益を被らしむる目的をもって警察力を用いてまでも立候補を促すにおいては、これをもって迫害の目的云々と称するも、何の不可あらんや。

およそ選挙干渉なる行為は、立候補決定後のみ関するがごとく思惟するは、不当の見解にして、選挙法第八十七条第一項「選挙に関し」云々は時期に関する解釈として、議会解散前といえども、選挙に関する犯罪は成立を妨げずとの解釈より言うも、立候補に関し警察力を用うるの選挙干渉にほかならざるは、けだし多言を要せざるなり。

もしその後藤内相において如上の行為を是認するならば、警察部長において政府反対党候補者に決起を促すも、内務当局においてあえてこれに容喙することあたわざるは、秉公持平の趣旨より言うも、当然の結論にあらざるや。内相果してこれを是認するか。

わが滋賀県警察吏僚のごとき川島知事時代の苦き経験にかんがみ、衷心公平無私ならんことをこいねがうも、内務当局の威迫により、ついに心ならずも不当の処置に出るものあり。余輩は実にその心理に同情せざるを得ず。しかるに、これをして如上の処為をあえてせしむるは、刑法学者のいわゆる間接正犯に比すべきものにして、全責任は正に政府の負うべきものなるは論を待たず。

さらに内相は、前内閣の選挙干渉は、公知の事実にして、石川県のごときその他その事実を証明するに足るもの司法上に許多あり云々と言うも、前総選挙の結果を見るも、同志会百四十五名、中正会三十五名、大隈後援会二十九名、計二百九名にして、野党は政友会百十三名、国民党二十七名、計百四十名にして、中立は打算外とするも、その差なお六十九名の多きを算す。すなわち今、野党において三十六名を得たらんには、多数党たることを得たる理なり。しかして、いかに時の政府の命を奉じて地方当局が選挙に干渉したりとするも、到底一県一兩名宛を挙ぐるの難事なるかは明らかなり。はたしてしからは現内閣において罷免したる知事警察部長等数名がごとく選挙干渉をなしたりと仮定するも、その結果多くも十四、五名を得るにすぎず。その残余は現住地方官等不当の干渉により選出せしむるものと論結せざるを得ず。

はたしてしからは、内相は不法行為をあえてしたるこれら地方当局をつぶさに調査し何故相当の処分をなさざりしか。

以上の結論をもって正当なりとせば、現在、府県知事等の多くは前回総選挙当時在任せるものなるをもって、不自然なる多数党云々の訓示を県民に徹底せしめんとするは、これすなわち前回の選挙において我々地方当局は選挙干渉をあえてし、不自然の多数党を戒しむるものなりとの自己不法行為を公衆に自白するものにあらざるか。そのいざれたるとを問わず、かくのごときは当然これを罷免するの価値あるものにあらずや。

思うに、後藤内相は確かなる計数に基礎を置かずして漫然前回選挙干渉により不自然なる多数党を生ぜしめたるがごとく認め、その声を大にするものは、したがって地方当局を侮辱するものと言わざるべからず。

4 不公平な選挙取締り

選挙期日が切迫し、各候補者の勝敗がまさに決しようとするとき、政府は奸策を用いて干渉した。例えば、憲政会が特に多額の運動費を配布し、買収の計画を立てているのにせ情報を流して取締りの口実とし、憲政会の候補者を拘束し、その間隙に乗じて政府与党候補者に不正の選挙運動をほしのままにさせる手である。

i 大正六年四月二十一日の東京朝日新聞が報ずる例を挙げる。

四月十三日ごろに内務大臣から道府県に対して次の電報が発せられた。

選挙期日切迫ニ際シ一斉ニ買収ヲ行フノ虞アリ、現ニ憲政会ニ於テハ、巨額ノ金員ヲ配布シ、十五日以降、大買収ヲ為スノ計画アリト伝フ、此際嚴重内偵ヲ為シ、疑ハシキモノニ対シテハ、尾行其他ノ方法ヲ講シ、買収ノ余地無カラシムルヘシ

この電報を受けた地方官は、その趣旨を各警察署長に通達し、各署長は部下の警官に内命する。例えば群馬県原

町警察署長は次の秘密訓令を行った。

選挙期日切迫ト共ニ一斉ニ買収ヲ行フノ虞アリ、現ニ憲政派ニ於テハ多額ノ金員ヲ配布シ、十五日以後大買収ヲ為ス計画アリト伝フ、此際厳密ニ内偵ヲ遂ケ疑ハシキモノニ対シテハ尾行ヲ為シ其状況ヲ即報シ指揮ヲ受クヘシ

このような干渉の影響があつたためであろう。群馬県では、議員定数八人のところ、憲政会の当選者は僅かに一人であつた。

ii 広島県警察署の秘密訓令も同じ内容であつた。

秘 訓 第四号

選挙期日切迫ニ連レ、一斉ニ投票ノ買収ヲ行フノ虞レアリ、現ニ憲政会ニ於テハ巨額ノ金員ヲ配布シ、来ル十五日以降大買収ノ計画アリト伝フル旨、其筋ヨリ電牒ノ次第モ有之ニ付、此際厳密ニ内偵シ、疑ハシキモノニ対シテハ尾行其他機宜ノ方法を講シ、買収ノ余地ナカラシメンコトヲ期セラルヘシ

追テ尾行ノ必要アル場合ハ、速ニ報告シ指揮ヲ受ケラルヘシ

大正六年四月十五日

三木警察署長 警部 田村 清蔵

この田村署長は、後に公文書の秘密を漏洩したことが判明し、六月八日、清野兵庫県知事から、文官懲戒令第三

条第二号により、四カ月間月俸七分の一の減俸処分を受けた。これにより事件は公表されることになったのである。

iii 選挙期日前における官憲、殊に警察官による反対党の候補者または運動員の拘引または喚問は、選挙運動を妨害した。一例を挙げれば、憲政会埼玉支部候補者高木利平は、その参謀である現県会議員今井晃の選挙違反事件に関して、十三日、証人として浦和地方裁判所に喚問された後、十四日午前一時、ついに浦和監獄に収監された（大正六年四月五日東京日日新聞）。政友会、国民党の候補者に対しては特別の保護をし、憲政会の候補者に対しては徹底した選挙妨害を行った。しかし、高木は当選した。

iv 愛媛県郡部では、憲政会候補者四人に対して徹底した選挙妨害が行われた。四月十日から二十日の間、各郡にわたり、各警察署は、特に前議員・憲政会の武内作平候補の主たる参謀または運動員に対して虚構の罪名を付して引致し、同時に武内候補及び参謀はすべて拘留されたとの虚説を選挙区全体に流布した。

各村駐在所巡査は、武内候補の各村事務所に至り、出納簿を点検してみずから謄写し、また運動員には巡査尾行し、運動員の去った後、「運動員は何と言ったか」と選挙人に問い質し、公然、政友会に投票するよう勧誘した巡査もあつた。

夜間十二時以降の運動は、警察の命令で禁止されたが、憲政会に対してこの命令を励行しながら、政友会及び国民党に対しては徹夜運動を黙認した。

今治警察署は、管内各村駐在所巡査に対して、「武内派は二円宛で買収するのだから、嚴重に取り締まり、検挙せよ」と命令した。武内は次点で落選した。

これらの事実から、中央政府の訓示は、地方庁を通じて全国幾万の警察官に伝えられ、警察官は上司の命令に忠実に、全力を傾倒して憲政会候補者の取締りに当たったとの推測が裏づけられる。

5 官吏の投票

今回の総選挙では、官吏がこぞって投票することとなった。従来、官吏は、選挙において大抵、棄権していた。その理由は、官吏の投票権行使は服務規律にもとるのではないかとの懸念と、また、自己の欲する候補者に投票して上官にいらまれることもあるまいという気持ちがあったというのである。(大正六年四月十三日東京日日新聞)

6 各種印刷物配付による反対党中傷

議会解散に関する現内閣の方針

渡辺為蔵発行 民友社印刷

貴重なる一票を何人に投すべきや

同右

日本帝国の一大事

不偏不党国家統一団発行

全国の有権者に檄す

国民評論社発行

大隈内閣回顧録

渡辺勝太郎発行 三州社印刷

国家の興敗此一票の行使如何に在り

佐藤春平発行 民友社印刷

時事評論第十二卷第四号

東京評論社発行

解散明弁

法学博士上杉慎吉述 興国社発行

国民評論（接戦号）

国民評論社発行

これらは、反対党を悪罵冷嘲ないしは国賊視し、または前大隈内閣を誹謗した内容のものであり、政府はこれら数百万部を特に印刷し、児玉内閣書記官長に命じて、都道府県、市町村役場を通じて有権者に配付したとされる。

7 後藤内相は、選挙前に、選挙取り締まりに従事する巡査に対して、前例のない慰労奨励手当を下級警察官に支給した。

8 第三者機関の推薦広告

後藤内相は、自治団を政争の外に超越させ、地方自治の健全な発達を図らせるとの名目で組織させ、これを選挙に利用した。後藤内相は、三月二十五日、仙台自治団講演会において、政府党を援助することを懇請し、同時に千円を寄贈して応援運動を委嘱した。四月十八日、後藤内相は、帝国ホテル内郵便局において次の至急電報を仙台市東華日報社長自治団総代小野平一郎宛てに打った。

「この際岩崎総十郎を助け必ず当選せしめ、自治団の有力なることを確実に示せ」

このことは、翌四月十九日の東華日報に、次の推薦広告とともに掲載された。

「明二十日衆議院議員選挙ニ際シ市部候補者岩崎総十郎君ヲ御賛成御投票被下度団員諸君ニ謹告ス

仙台自治団 有志一同」

岩崎は当選した。後藤内相は、電報及び推薦広告が世上の物議をかもすことを恐れて、四月二十日、選挙の当日に取り消した。しかし、その前後の事情からすれば、自治団の健全な発達を図ることに名をかり、最初から選挙に利用する目的で自治団を組織させたものと考えられる。千円の寄付については後藤内相の選挙法違反問題を惹起したが、その結果は定かではない。

この事件については、仙台市の堀源太から、衆議院議員選挙法違反並びに出版法違反に関する件として、五月二十三日、後藤新平内相及び小野平一郎東華日報社長を被告として、三家重三郎仙台地方裁判所検事正宛てに告発状が提出されている。

9 利益誘導

太田川改修工事費国庫補助の件

静岡県太田川改修工事費補助金下付の件は、大正五年九月九日、太田川水害予防組合官吏者たる磐田郡長藤田次郎より、同組合の決議に基づいて、鉄道院に出願された。その後、何ら進捗しなかつたところ、たまたま大正六年三月二十二日、岡田良平文相が地元の新人政友会候補者・北井波治目応援のため遊説中、管理郡長より直接、前記助成金五万円下付の要請があった。文相は、その願意を快諾し、帰京後の二十五日、次の電報を磐田郡笠西村・戸倉惣兵衛宛てに発送した。

「三十一日朝往ク治水補助当局ノ承諾ヲ得タリ」

戸倉は、蚕種製造家であつて、公共団体には直接関係なく、河川改修問題に没交渉の人であつた。戸倉は、今回の選挙で北井候補を応援していた。戸倉は、この電報を受け取ると、直ちにこれを地方有志に内示して、盛んに北井候補の推薦を慫慂した。かくて文相の応援により、北井はトップ当選した。

浜松の弁護士伊藤茂は、これを岡田良平文相及び北井波治目他一名の共謀にかかる選挙法違反事件(衆議院議員選挙法八十七条二項三号該当)として、これを浜松区裁判所検事局に告発した(四月十七日)。これに対して岡田文相は新聞紙上で次の弁明を行った。

伊藤弁護士が告訴を提起せる原因は、昨秋、余が郷里に赴きし際、同地の有志より(鉄道院に対し)太田川氾濫のため、浚渫並びに堤防修築をなすべく補助されたと交渉せるため、鉄道院との間に内約成立し工事に着手せり。しかるに鉄道院にては、その後、何ゆえか、先の内約を履行せざるより、(今般、帰郷の際、有志より)政府の内議を聞くべく懇願せられしより、帰京の上、事情を問い合わせ回答すべしと答え、その後、鉄道院に問い合わせたるに、同院にては、内約当時交付すべく内定しおれること、その旨をもつて回答したるにとどまれり。そのとき、たまたま選挙に際してかくのごとき誤解を招きたる……」云々。

これが事実であるとすれば、岡田文相は、法律上の責任を免れたが、政治上の責任があつたものと思われる。

10 立候補の取りやめ

無所属前議員多木久米次郎(当選後に政友会に入る)は、政府が中立の松本誠之(維新会)を強力に擁立したため、立候補を断念したところ、後藤内相の指示を受けた兵庫県知事から松本候補を応援するよう依頼された。多木

の応援あれば松本は当選するし、松本が当選すれば、最も弱いとされた憲政会候補唐端清太郎を落選させることができる。政府にとっては一挙両得である。多木はある条件の下にこれを承諾、以後、多木は急に松本を熱心に応援し始め当選させることができた。その「ある条件」とは、加古川改修問題だと言われた。多木は次の選挙で当選し、政界に帰り咲く。(大阪朝日新聞四月十四日夕刊による。)

総選挙における選挙犯罪者の数

数	選挙年	選挙回次	数	選挙年	選挙回次
一五九人	明治二三年	第一次	二〇二人	明治三七年	第九次
一二六		二五	一、四二七	四一	一〇
三五九		二七	三、四七二	四五	一一
二二九		二七	七、四三七	大正四	一二
三六四		三一	二、一九八	六	一三
三三九		三一	五、三九三	九	一四
一、二〇二		三五	一四、三六三	一三	一五
四六七		三六			
		八			

芳谷武雄「普選の取締と罰則」371頁、三宅正太郎、石原雅二、坂千秋「普選法釈義」533頁参照。〔なお、東京日日新聞大正6年3月8日の記事によると、犯罪事犯の件数は、明治41年には3,000余件、45年には6,000余件、大正4年には10,000件以上に達し、今回大正6年も10,000件以上に上ると予測していた。〕

第一三次総選挙における選挙犯罪者の内訳

〔衆議院議員選挙法調査会 大正一二年〕

大正六年第十三次衆議院議員選挙法違反人員調査表

違犯事項	金		物		利益		養應		金錢供與周旋		利害關係誘導	
	承	供	承	供	承	供	承	供	承	供	承	供
候補者	一	四						四				
運動者	二、五二三	三、六八九	七	一二	二二	二二	一三	一六九	三四		四四	
選挙人	九、五〇五	三、四八三	九三	一七	四四	五七	五四	五八三	七		五四	三
投票事務従事者												
其他	四	一一							一四		三	
不詳	二〇九	七四八						一一			八	
計	二、七四七	一三、九四三	九三	一七二	五七	二二九	五四	一八四	三八		五八	

日本の選挙干渉雜記(その二)(前田)

合 計	不 氏 名 冒 用 詳 計	小 切 手 供 與		利 害 關 係 利 用 威 逼	氏 名 認 知	投 票 不 正 開 披	金 錢 供 與 ノ 要 求	債 務 辨 濟 ノ 約 束 ヲ 爲 ス	職 務 供 與		投 票 偽 造	無 氏 名 詐 稱 者 投 票	投 票 關 涉	ヲ 立 會 人 故 ナ ク モ ノ	立 會 人 故 ナ ク 不 參	以 テ 選 務 ノ 實 目 的 ヲ	運 動 報 酬 供 與			
		受 ク	爲 ス						受 ク	爲 ス							承 諾	申 込		
二二			一															一		
七、 八四三	三	一		四二			一		二	三	二					四		一 六二	一 七	
一三、 九三〇							一		一		一									
一一						六							三	一	一					
五二													八			七				
一、 三四一	二二 二六												一			四				
二三、 一九八	二二 二六 三	一	一	四二	六	一一			一	二	三	九	一	五	一	一	一	五	一 六二	一 八